

令和 7 年 8 月 7 日

安中市景観審議会委員を公募します

安中市景観条例に基づき、景観まちづくりに関して幅広い意見を取り入れるため、安中市景観審議会を設置しています。景観審議会は、本市の景観形成に関する事項を調査審議するための機関として、学識経験者や関係団体を代表する人、公募市民で構成されますが、任期満了に伴い、新たに景観審議会委員の公募市民について下記のとおり募集します。

○募集人数：若干名

○応募資格：安中市在住の市民(令和7年4月1日現在18歳以上で、平日昼間開催の会議に出席できる人)

○景観審議会での主な審議内容(予定)

- ・届出内容の景観形成基準との適合審査
- ・景観計画の改定(見直し)
- ・景観に関する表彰制度の審査等



○任期：3年(令和7年10月1日～令和10年9月30日)

○会議：1年に1～2回程度開催予定(市条例に基づく報酬を支給)

○応募期間：8月15日(金)～9月16日(火)

○選考方法：提出された応募用紙をもとに審査し、選考終了後の結果は応募者全員に通知します。

○提出方法：公募委員応募用紙に必要事項を記入の上、本庁舎都市計画課まで持参、郵送または電子メールで提出。郵送は9月16日消印有効、持参の場合は平日開庁時に限ります。

【問い合わせ】

まちづくり部都市計画課計画係

Tel027-382-1111(内線 1212)